

兵庫県宅地造成 工事規制区域図

D-4

索引図



〔第3次指定〕
昭和48年4月7日 官報第13884号 建設省告示第843号
次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物に
あつては、その境界線）で囲まれた区域

- | 今田町地区 | |
|-------|-------------|
| ① | 町道月丘線 |
| ② | 町道黒石三田線 |
| ③ | 町道下文化院線 |
| ④ | 町道新藤山線 |
| ⑤ | 今田町と丹波町の境界線 |
| ⑥ | 今田町と三田市の境界線 |
| ⑦ | 今田町と山崎町の境界線 |
| ⑧ | 今田町と西脇市の境界線 |

- | 丹南町地区 | |
|-------|---|
| ① | 丹南町と福山町の境界線 |
| ② | 丹南町と三田市の境界線 |
| ③ | 丹南町と今田町の境界線 |
| ④ | 町道新藤山線 |
| ⑤ | 町道新藤山線と天狗川左岸線の交点と菅原山頂（標高530.5メートル）の頂上線 |
| ⑥ | 菅原山頂（標高530.5メートル）と白鷺山頂（標高721.8メートル）の頂上線 |
| ⑦ | 丹南町と今田町の境界線 |
| ⑧ | 丹南町と山崎町の境界線 |
| ⑨ | 日本国道新藤山線 |
| ⑩ | 住吉川 |
| ⑪ | 町道西藤山線 |
| ⑫ | 町道新藤山線 |
| ⑬ | 町道味岡田区道線 |
| ⑭ | 一般国道176号 |
| ⑮ | 町道新藤山線 |
| ⑯ | 真瀬川 |
| ⑰ | 町道山崎線 |
| ⑱ | 町道新藤山線 |
| ⑲ | 町道新藤山線 |
| ⑳ | 町道新藤山線 |
| ㉑ | 町道新藤山線 |
| ㉒ | 町道新藤山線 |
| ㉓ | 町道新藤山線 |
| ㉔ | 町道新藤山線 |
| ㉕ | 町道新藤山線 |
| ㉖ | 町道新藤山線 |
| ㉗ | 町道新藤山線 |
| ㉘ | 町道新藤山線 |
| ㉙ | 町道新藤山線 |
| ㉚ | 町道新藤山線 |
| ㉛ | 町道新藤山線 |
| ㉜ | 町道新藤山線 |
| ㉝ | 町道新藤山線 |
| ㉞ | 町道新藤山線 |
| ㉟ | 町道新藤山線 |
| ㊱ | 町道新藤山線 |
| ㊲ | 町道新藤山線 |
| ㊳ | 町道新藤山線 |
| ㊴ | 町道新藤山線 |
| ㊵ | 町道新藤山線 |
| ㊶ | 町道新藤山線 |
| ㊷ | 町道新藤山線 |
| ㊸ | 町道新藤山線 |
| ㊹ | 町道新藤山線 |
| ㊺ | 町道新藤山線 |
| ㊻ | 町道新藤山線 |
| ㊼ | 町道新藤山線 |
| ㊽ | 町道新藤山線 |
| ㊾ | 町道新藤山線 |
| ㊿ | 町道新藤山線 |

注）1. 線の起点は、前掲の線との最初の交点（最初の線にあっては、実線の線との最初の交点）とし、線の終点は、次掲の線との最初の交点（実線の線にあっては、最初の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前掲による起点から終点に向つて右側の境界線とする。

〔第10次指定〕
平成6年12月27日 兵庫県公報第609号 兵庫県告示第1840号
次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物に
あつては、その境界線）で囲まれた区域

- | 丹南町住山地区 | |
|---------|--------------------------|
| ① | 第3次指定区域境界線（丹南町地区の4、5、6線） |
| ② | 丹南町と今田町の境界線 |
- | 今田町北部地区 | |
|---------|----------------------------|
| ① | 今田町と西脇市の境界線 |
| ② | 区道八に表する②の線 |
| ③ | 町道黒石三田線 |
| ④ | 区道八に表する④の線 |
| ⑤ | 大字黒石と大字四斗谷の境界線 |
| ⑥ | 今田町と山崎町の境界線 |
| ⑦ | 今田町と山崎町の境界線 |
| ⑧ | 第3次指定区域境界線（今田町地区の1、2、3、4線） |

注）1. 線の起点は、前掲の線との最初の交点（最初の線にあっては、実線の線との最初の交点）とし、線の終点は、次掲の線との最初の交点（実線の線にあっては、最初の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前掲による起点から終点に向つて右側の境界線とする。
①②③④⑤⑥⑦⑧は、兵庫県公報第609号 兵庫県告示第1840号の第1項に規定する。

凡例	
	第3次指定区域
	第10次指定区域

注）この図面は、おおむねの区域を概わしているもので、詳細については、告示により確認してください。

